

資料編

1. 用語解説

あ～お

アクセス	接近方法、接続道路、交通手段などを指す。
アマモ	北半球の温帯から亜寒帯にかけての水深1～数mの沿岸砂泥地に自生する海草の一種。日本各地に分布する雌雄同株で多年生の植物。
アメニティ	心地よさ、快適さ、快適性などが整い、整備されていること。
磯根資源	漁業の対象となる沿岸に生育するコンブ、ワカメ等の海藻やサザエ、アワビ、ウニ等の水産動物のこと。
一般公共海岸区域	公共海岸の区域のうち、海岸保全区域の指定を受けていない区域のこと。
ウォーターフロント	海、川、湖などの水際に沿った陸域と水域を合わせた空間のこと。都市の新たな開発区域としての港湾を指すことも多い。
エコタウン	資源循環型社会の構築をめざし、地域の産業蓄積を活かした「環境産業の育成」と、「廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進」により、産官学が連携して先進的な環境調和型まちづくりをめざす取り組み。
エコツアー	環境を守り、そこに住む人々の生活向上に貢献できる責任感ある旅の形態。環境と観光の両立を図る新しい取り組みとして注目されている。
奥洞海バードオブザバトリー	若松区奥洞海地区にある緑地のこと。遊歩道や駐車場が整備され、野鳥観察など自然とふれ合うことが出来る。
おさかなロード	若松区の国道495号沿い脇田～有毛間にある9軒の旅館、割烹、レストランが集まっている地区の名称。新鮮な魚と遠見ヶ鼻の景色を楽しめる場所として注目されている観光スポット。

か～こ

海岸管理者	海岸法に基づき、津波、高潮、波浪、その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全の義務を負うべき者。
海岸保全区域	高潮や浸食等から後背地を防護すべき海岸について都道府県知事が指定する区域のこと。
海洋レクリエーション	海上や海中、海辺でのスポーツや野外活動、趣味・生涯学習活動などの「あそび」の活動のこと。
岸壁	港湾の埠頭における係留施設の一種。船舶が接岸係留して貨物の積み卸しや船客の乗降をするために、水域に対して壁状の構造をなした構造物で、水深が4.5m以上のもの。

北九州カニ・カキロード	門司区～小倉南区間の主に周防灘沿岸を走る道路のこと。北九州市のブランド水産物「豊前本ガニ」「豊前海一粒かき」の複数の産地を地域全体で一大産地としてPRするため、産地に通じる道路に「北九州カニ・カキロード」という通称名を付けたもの。
北九州都市圏	本市を核とした約 200 万人の圏域人口（通勤依存率 3%以上）から構成される地域（下関市、宗像市などを含む 28 市町村）。
近代化産業遺産	日本の経済産業省が認定している文化遺産のこと。 日本の産業近代化に貢献した産業遺産としての価値を持つ、幕末・明治維新から戦前にかけての工場跡や炭鉱跡等の建造物、画期的製造品、製造品の製造に用いられた機器や教育マニュアル等が認定されている。
漁港	漁業の根拠地となる海面や漁業集落などの陸域、ならびに漁業活動に必要な物揚場、荷捌きや網干しを行う漁港施設用地などの総称。漁港漁場整備法により農林水産大臣が指定、もしくは農林水産大臣の認可により市町村長が指定する。また、その指定された区域を「漁港区域」という。
漁港管理者	漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理の責任者。漁港の種類や所在地等に応じて都道府県または市町村が漁港管理者となる。
港湾	島しょ・岬などの天然の地勢や防波堤などの人工構造物によって風浪を防いで、船舶が安全に停泊し人の乗降や荷役を行うことができる海域と陸地のこと。
港湾活動	船舶の係留、航行に利用する水域に隣接した陸域において、貨物の取り扱いや生産活動等を行うこと。
港湾管理者	港湾法に基づき、港湾を一体として管理運営し、その総合的開発発展を図る公共的責任の主体であって、地元地方公共団体が単独または共同して管理者となる。
港湾区域	経済的に一体の港湾として管理運営するための必要最小限度の区域について、国土交通大臣または都道府県知事が認可した区域のこと。
港湾施設	水域・陸域それぞれに整備された施設のこと。主な港湾施設は、航路、泊地、防波堤、岸壁、荷さばき地、野積場、上屋などである。
護岸	港湾施設及び後背地を高潮、津波及び波浪から防護するために設けられるもの。
コンテナ	もともと「容器」を意味するが、一般には雑貨輸送の合理化のために開発された一定の容積を持つ輸送容器のこと。また、コンテナの海上輸送と陸上輸送を結ぶ接点となる施設を「コンテナターミナル」という。
コンベンション	会議・学会、見本市など、特定の目的のために大勢の人が集まる催しや集会のこと。

さ～そ

里海	人の手が加わることで、生産性と生物の多様性が高くなった沿岸海域。
----	----------------------------------

産業遺産	ある時代においてその地域に根付いていた産業の姿を伝える遺物や遺跡のこと。
産業観光	歴史的・文化的に価値ある工場や機械などの産業文化財や産業製品を通じて、ものづくりの心にふれることを目的とした観光のこと。
栈橋	船舶を接岸係留する施設で、岸壁と同様に荷役と乗客の乗降に利用されるが、岸壁と異なり、橋梁のように水面に支柱を立てその上に梁と桁を渡し、これに床を張ったものである。
自然公園	自然公園法により環境大臣が指定する国立公園・国定公園や都道府県知事が指定する都道府県立自然公園の総称で、優れた自然の風景地のこと
水際線	本来、水面と陸地が接しているところをいうが、広く人の社会活動に関して海陸の接点となるところも意味し用いられる。
趨勢（すうせい）	ある方向へと動く勢い。社会などの全体の流れ。
生態系	生物とそれを取り巻く環境の親密な相互作用により形成されている仕組みのこと。

た～と

地産地消	「地元生産－地元消費」の略語で、地元で生産された産物を地元で消費するという考え方により行われている取り組み。
底質調査	海底の土砂について、粒度、鉍物含有量などの分析を行うこと。
低炭素社会	地球温暖化の原因といわれる二酸化炭素の排出をできるだけ抑えながら、経済発展を図り、人々が安心して暮らすことができる社会。

は～ほ

パブリック・インボルブメント	多様な住民意見を反映し、住民の視点を活かした政策を行うため、地域政策の計画立案、意思決定において、行政と住民との意見交換、合意形成を行うこと。
ビオトープ	野生の生物群集が生存できるような特定の環境条件を備えた均一な限られた地域のこと。または、自然の生態系に接することができる場所として整備された空間。
ビジターズ・インダストリー	観光客をはじめ、仕事や買い物などさまざまな目的でその地域を訪れる人々（ビジターズ）を対象としたすべての産業。
干潟	海岸部に発達する砂や泥により形成された低温地が、ある程度以上の面積で維持されている潮間帯のこと。砂浜と比べて波の影響が少なく、生物相が多様な平坦地形。
風致地区	都市の風致（樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観）を維持するため、都市計画法により都市計画で定められる地区のこと。
覆砂（ふくさ）	海底や湖底など底質改善を目的とした技術。ヘドロなどが発生し底質が悪化した底面を砂等により覆うこと。

埠頭（ふとう）	船舶が接岸して荷役、旅客の乗降を行う場所。埠頭は、岸壁などの係留施設だけを指すのではなく、背後の上屋、倉庫、荷役機械、待合所などの陸上設備を含めた広い範囲を示す。
船だまり	小型船舶を安全に係留するための水面のこと。
ブランド水産物	競合他者のものと差別化され、より優れているものとして消費者に認識される水産物。
ヘリテージツーリズム	地域の産業遺構を保存し活用することで産業の発展を支えてきた各種技術や先人の営みを後世に伝え、地域に優れた産業技術が存在したことを地域や住民の誇りにつなげるとともに、外部の人が訪れ、ガイドの案内等を通じて学習・交流する旅行のこと。
ボランティア	生活改善、環境保全、福祉、文化、まちづくり活動等の様々な分野で、自発的に無報酬で奉仕活動をする人々またはその行為。

ま～も

マスタープラン	基本的な方針として位置付けられる計画のこと。
マニュアル	手引き書。参考となることを記した本のこと。
マリーナ	ヨットやモーターボートの係留、保管、燃料補給等のできる施設を備えている港。
モーダルシフト	輸送モード（方式）を転換すること。具体的にはトラックによる貨物輸送を船又は鉄道に切り替えようとする国の物流政策。特に大量一括輸送が可能となる幹線輸送部分を内航海運や鉄道貨物輸送に転換すること。
藻場（もば）	沿岸域に形成された様々な海草・海藻の群落のこと。

ら～ろ

ライフセービング	水辺における人命救助・事故防止をボランティアで行う社会活動のこと。
リピーター	一度訪れた施設や店舗などに何度も足を運ぶ人のこと。
リラクゼーション	リラックスすること。人をくつろいだ状態にする活動や行為。息抜き、休息。
臨港地区	港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域と一体として機能すべき陸域を、都市計画法及び港湾法に基づいて定めた地区。 臨港地区内は、さらに商港区、工業港区などの分区が指定されており、分区ごとに構造物の建設等、行為の規制がある。

わ～ん

ワークショップ	元は作業場、研修会などの意。地域にかかわる諸問題に対応するために、さまざまな立場の参加者が経験交流や、共同作業を通じて、地域の課題発見・創造的な解決策や計画案の考案・それらの評価などを行っていく活動のこと。
---------	---

2. 北九州市における港湾空間の規模・延長

北九州港は、港湾区域では全国で第4位、臨港地区では全国で第2位の規模です。

■港湾空間の規模ランキング（港湾区域・臨港地区）

○港湾区域

順位	港湾名	港湾区域
1	千葉	24,800
2	中城湾	23,958
3	金武湾	19,482
4	北九州	16,044
5	徳山下松	14,589
6	苫小牧	14,300
7	東予	13,793
8	三河	13,200
9	和歌山下津	12,000
10	神戸	9,201
11	堺泉北	8,991
12	木更津	8,600
13	新潟	8,560
14	水島	8,211
15	名古屋	8,194
16	博多	7,844
17	姫路	7,669
18	広島	7,320
19	横浜	7,316
20	むつ小川原	7,172

○臨港地区

(単位：ha)

順位	港湾名	臨港地区
1	名古屋	4,213
2	北九州	3,697
3	横浜	2,864
4	水島	2,571
5	鹿島	2,494
6	神戸	2,091
7	川崎	2,053
8	苫小牧	1,965
9	大阪	1,912
10	堺泉北	1,686
11	大分	1,334
12	四日市	1,164
13	東予	1,152
14	東京	1,033
15	室蘭	1,006
16	むつ小川原	992
17	和歌山下津	979
18	荻田	836
19	仙台塩釜	798
20	広島	748

出典：国土交通省港湾局計画課調べ

※数値は2010年3月31日現在

■北九州市の海岸線の延長

北九州市の海岸線の総延長は約 226km(H21. 3)に及び、政令指定都市の中では第1位、全国ランキングでは第18位となっています。

■政令指定都市の海岸線延長 (H21. 3 現在)

No	政令指定都市	延長(km)
1	北九州市	226.3
2	横浜市	139.2
3	福岡市	133.6
4	神戸市	132.9
5	岡山市	78.0
6	大阪市	75.1
7	新潟市	73.0
8	広島市	69.9
9	川崎市	62.0
10	静岡市	61.1
11	堺市	56.0
12	名古屋市	49.9
13	千葉市	42.3
14	仙台市	21.7
15	浜松市	17.5
16	札幌市	0.0
17	さいたま市	0.0
18	相模原市	0.0
19	京都市	0.0

資料：H21年度版海岸統計
(国土交通省河川局編)

■全国の海岸線延長 (H21. 3 現在)

No.	都道府県名	市町村名	延長(km)
1	長崎県	対馬市	939.8
2	長崎県	五島市	556.8
3	熊本県	天草市	467.8
4	長崎県	新上五島町	459.3
5	長崎県	佐世保市	387.9
6	愛媛県	今治市	350.1
7	愛媛県	宇和島市	348.5
8	広島県	呉市	323.0
9	長崎県	長崎市	311.7
10	宮城県	石巻市	302.6
11	三重県	志摩市	295.3
12	長崎県	西海市	292.5
13	新潟県	佐渡市	280.2
14	大分県	佐伯市	269.1
15	沖縄県	竹富町	267.2
16	沖縄県	宮古市	254.6
17	三重県	南伊勢町	252.5
18	福岡県	北九州市	226.3
19	山口県	下関市	225.2
20	北海道	根室市	223.3

資料：H21年度版海岸統計
(国土交通省河川局編)

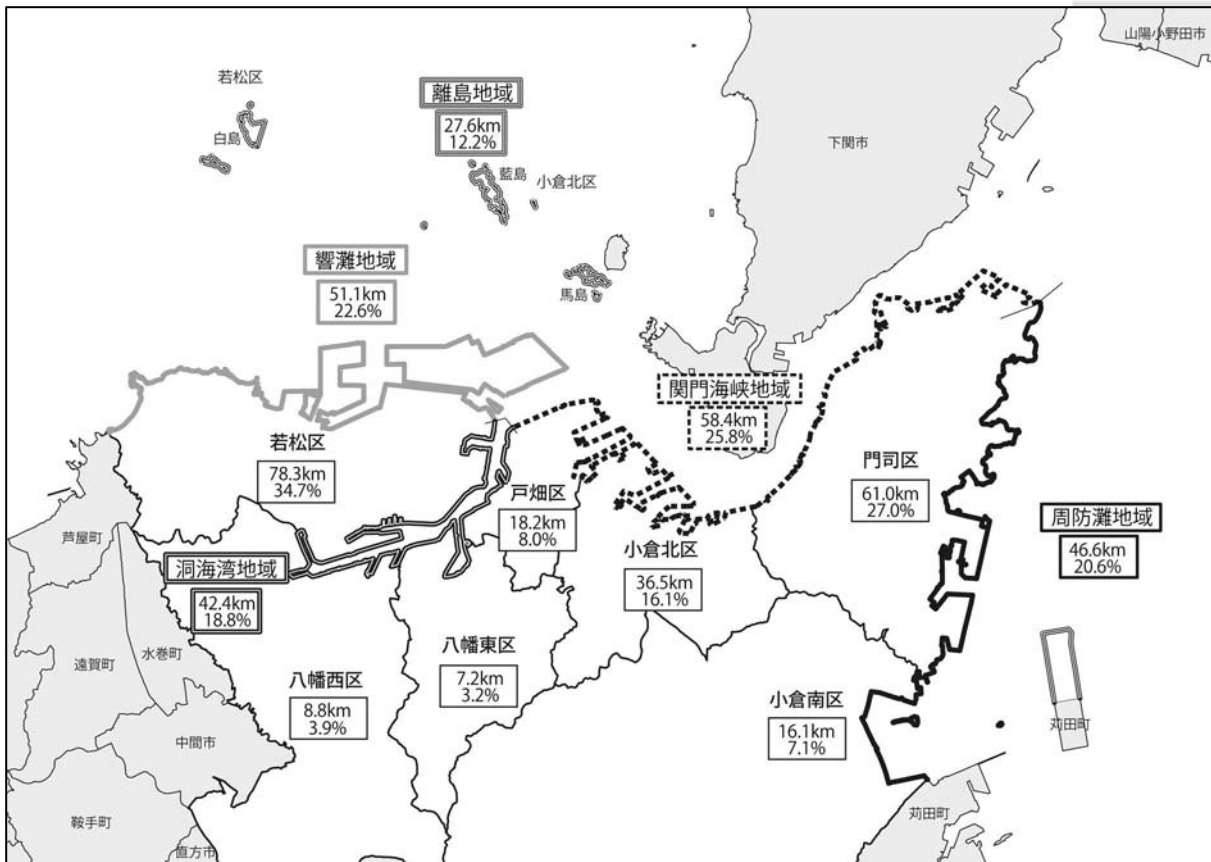
■政令指定都市の海岸線延長図 (H22. 3 現在)



出典：この地図は、国土地理院の数値地図 25000 を使用したものである。

■ 区別・海域別の海岸線延長

(H22.3 現在)



出典：この地図は、国土地理院の数値地図 25000 を使用したものである。
 参考資料：数値地図 25000（行政界・海岸線）（平成 19 年 10 月版）より計測
 北九州市港湾施設概要一覧（平成 21 年 3 月 31 日現在）
 北九州港図（地理情報システムデータ）（平成 19 年 10 月）

■ 区別の海岸線延長内訳

(H22.3 現在)

	区	総延長	護岸・岸壁	自然海岸	島	その他
1	門司区	61.0	50.6	9.9	0.5	0.0
2	小倉北区	36.5	21.7	0.0	14.6	0.2
3	小倉南区	16.1	8.2	0.0	2.1	5.8
4	戸畑区	18.2	18.2	0.0	0.0	0.0
5	八幡東区	7.2	6.9	0.3	0.0	0.0
6	八幡西区	8.8	8.8	0.0	0.0	0.0
7	若松区	78.3	57.9	9.0	5.9	5.5
	合計	226.1	172.3	19.2	23.1	11.5

3. 管理者一覧

■海岸管理者及び主務大臣一覧

海岸保全区域の態様	海岸管理者	主務大臣
一般（原則）	都道府県知事又は市町村長（法 ^{※1} 5条1項、2項）	国土交通大臣（河川局） （法40条1項6号）
港湾区域又は港湾隣接地域と重複している部分 公告水域と重複している部分	港湾管理者 ^{※2} の長 （法5条3項） 都道府県知事 （法5条1項、なお、港湾法56条参照）	国土交通大臣（港湾局） （法40条1項1号）
漁港区域と重複している部分	港湾管理者である地方公共団体の長 （法5条3項）	農林水産大臣（水産庁） （法40条1項1号）
港湾区域もしくは港湾隣接地域又は漁港区域に接する海岸保全区域のうち一定者間の協議で定まる区域	港湾管理者の長又は漁港管理者 ^{※3} である地方公共団体の長 （法5条4項）	国土交通大臣又は農林水産大臣（水産庁） （法40条1項1号、2号）
土地改良法により管理している海岸保全施設が存する地域、又は同法による土地改良事業計画が決定している地域にかかる区域、農地保全のための海岸保全施設で土地改良法によらずに管理されているものの存する地域に係る区域	都道府県知事又は市町村長 （法5条1項、2項）	農林水産大臣（農村振興局） （法40条1項3号） 農林水産大臣（農村振興局）と建設大臣（法40条1項4号） 〈協議により専管区域を定める〉
異なる海岸管理者の海岸保全区域相互にわたる海岸保全施設を一連のものとして管理することについて、関係主務大臣の協議が成立した施設	協議に基づき管理を所掌する主務大臣の監督を受ける海岸管理者 （法5条5項）	先の主務大臣 （法40条2項）

一般公共海岸区域の態様	海岸管理者	主務大臣
一般（原則）	都道府県知事又は市町村長 （法37条の3.1項、3項）	国土交通大臣（河川局） （法40条1項6号）
海岸保全区域、港湾区域又は漁港区域に接する一般公共海岸区域で、都道府県知事と特定区域の管理者間の協議で定まる区域	都道府県知事、港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長 （法37条の3.2項）	左記の主務大臣 （法40条1項5号）

※1 法：海岸法のこと。

※2 港湾管理者：港湾を一体として管理運営する責任者。地元地方公共団体が単独または共同して管理者となる。

※3 漁港管理者：漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理の責任者。漁港の種類や所在地等に応じて都道府県または市町村が漁港管理者となる。
本市の場合は、港湾、漁港ともに市が管理者である。

4. 各種アンケート調査

■市政評価と市政要望

1. 調査の概要

この調査は、市政全般についての市民の評価と要望を把握するため、昭和 42(1967)年度から継続実施している市民意識調査の一環として実施したものです。

調査方法は、昭和 61(1986)年度までの 20 回は、「広聴はがき」アンケートとして、往復はがきによる郵送調査で実施していましたが、昭和 62(1987)年度からは、毎年実施する特定テーマの市民意識調査の付帯調査として同時実施の方法に改められ、この方法が現在まで継続されています。

2. 調査項目

「市政評価と市政要望」の調査項目については、調査対象者に市の主要な事務・事業を提示し、この中から「よくなっているもの」(評価)、「もっと力を入れてほしいもの」(要望)別にそれぞれ上位 3 項目を選択させる方法で調査しています。また、選択肢として掲げる主要な事務・事業については、以下の 36 項目としました。

環境・景観	1. ごみの適正処理とリサイクル 2. 大気・騒音・水質などの環境保全 3. 自然環境の保全と整備 4. 水辺環境の整備 5. 港やウォーターフロントの整備 6. 公園の整備など、緑のまちづくりの推進 7. 都市景観の整備	交流・物流	20. 交通体系の整備 21. 交通・物流拠点(空港・響灘大水深港湾など)の整備 22. 市街地の整備・再開発 23. 国際交流の推進 24. 観光・コンベンションの振興
少子・高齢社会	8. 高齢社会対策の推進 9. 少子化対策の推進(子育て支援など) 10. 障害者施策の推進 11. 保健・医療の充実	地域・生活	25. 地域コミュニティづくりやボランティア・NPO活動の支援 26. 市役所の窓口サービスの向上 27. 人権の尊重と男女共同参画社会の実現(あらゆる分野への女性の参画推進など) 28. 防災体制の整備 29. 救急医療体制の充実 30. 交通安全の確保 31. 駐輪対策 32. 駐車対策 33. 防犯、暴力追放運動の推進 34. 自立した消費者の育成 35. 身近な生活道路の整備 36. 住宅供給の促進・快適な住環境の整備
教育・文化	12. 学校教育の充実 13. 生涯学習の推進 14. 青少年の健全育成の推進 15. 芸術・文化活動の振興 16. 生涯スポーツの振興		
産業・学術	17. 学術の振興(学術研究都市の推進、市立大学の充実など) 18. 情報化の推進 19. 産業の振興(企業誘致、雇用の促進など)		

3. 調査対象者

市内に居住する 20 歳以上の男女個人 3,000 人(外国人 30 人含む)

■北九州市の海辺や港づくりに関するアンケート

1. 平成21年実施

① 調査の概要

種類	無作為抽出調査	市政モニター調査	大学生対象調査
調査期間	平成21年9月～10月	平成21年10月	H21年9月
対象者	市民2,000人 (住民基本台帳から15歳～80歳を無作為抽出)	市政モニター150人 (公募に応募した満20歳以上の市内居住者)	「大学コンソーシアム関門」受講学生 (参加大学：北九州市立大学・九州共立大学・九州国際大学・下関市立大学・西日本工業大学・梅光学院大学)
調査方法	郵送による配布・回収	郵送又は電子メールによる配布・回収	手渡しによる配布・回収
有効回答数	402件 (回収率20.1%)	129件 (回収率86.0%)	161件

※平成22年10月に北九州港ホームページにアンケート帳票を掲載し、意見を募集しましたが、回答はありませんでした。

② 回答者の構成

区分	合計	男性	女性	不明	区分	合計	男性	女性	不明
全体	692 100.0%	274 39.6%	377 54.5%	41 5.9%	区別				
					門司区	71 10.3%	26 3.8%	40 5.8%	5 0.7%
10歳代	37 5.4%	20 2.9%	17 2.5%	0 0.0%	小倉北区	128 18.5%	47 6.8%	77 11.1%	4 0.6%
20歳代	161 23.2%	70 10.1%	86 12.4%	5 0.7%	小倉南区	128 18.5%	54 7.8%	69 10.0%	5 0.7%
30歳代	92 13.2%	28 4.0%	64 9.2%	0 0.0%	若松区	54 7.8%	21 3.0%	32 4.6%	1 0.1%
40歳代	111 16.0%	39 5.6%	71 10.3%	1 0.1%	八幡東区	46 6.6%	23 3.3%	20 2.9%	3 0.4%
50歳代	99 14.3%	34 4.9%	61 8.8%	4 0.6%	八幡西区	135 19.5%	44 6.4%	85 12.3%	6 0.9%
60歳代	112 16.2%	56 8.1%	49 7.1%	7 1.0%	戸畑区	37 5.3%	17 2.5%	16 2.3%	4 0.6%
70歳以上	67 9.7%	26 3.8%	29 4.2%	12 1.7%	市外	65 9.4%	35 5.1%	29 4.2%	1 0.1%
不明	13 1.8%	1 0.1%	0 0.0%	12 1.7%	不明	28 4.0%	7 1.0%	9 1.3%	12 1.7%

※数値の単位未満は四捨五入を原則としましたので、総数と内容の合計は一致しない場合があります。

2. 平成12年実施

① 調査の概要

- ・ 調査対象者 市政モニター 150人
- ・ 回答者数 147人(98.0%)
- ・ 調査実施日 平成12年6月16日～平成12年6月26日
- ・ 実施方法 調査票による郵送調査

② 市政モニターの構成

区分	合計	男性	女性	区分	合計	男性	女性
全体	150 (100%)	50 (33.3%)	100 (66.7%)	区別			
				門司区	17 (11.3%)	4 (2.7%)	13 (8.7%)
20歳代	23 (15.3%)	2 (1.3%)	21 (14.0%)	小倉北区	28 (18.7%)	10 (6.7%)	18 (12.0%)
30歳代	23 (15.3%)	6 (4.0%)	7 (11.3%)	小倉南区	34 (22.7%)	10 (6.7%)	24 (16.0%)
40歳代	22 (14.7%)	3 (2.0%)	19 (12.7%)	若松区	11 (7.3%)	4 (2.7%)	7 (4.7%)
50歳代	29 (19.3%)	9 (6.0%)	20 (13.3%)	八幡東区	12 (8.0%)	5 (3.3%)	7 (4.7%)
60歳代	34 (22.7%)	17 (11.3%)	17 (11.3%)	八幡西区	38 (25.3%)	14 (9.3%)	24 (16.0%)
70歳以上	19 (12.7%)	13 (8.7%)	6 (4.0%)	戸畑区	10 (6.7%)	3 (2.0%)	7 (4.7%)

※数値の単位未満は四捨五入を原則としましたので、総数と内容の合計は一致しない場合があります。